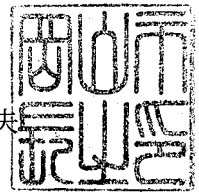


岡山市告示第 2 号

岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例（平成14年3月22日市条例第22号）第15条第2項の規定により、令和7年度産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告書について、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

令和8年1月5日

岡山市長 大森雅夫



(1) 縦覧内容

岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例施行規則（平成15年1月10日市規則第7号）第14条に規定する令和7年度産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告書（様式第8号）

(2) 縦覧場所

岡山市役所分庁舎6階環境局環境部産業廃棄物対策課
岡山市北区大供一丁目2番3号

(3) 縦覧期間

告示の日から1月間の各日午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。